

控除額計算シート

対象建物の名称・棟番号	〇〇マンション
対象住戸（部屋番号）	201

入居世帯の状況に応じて、下表により、控除額を計算。

控除の種類	控除対象となる方	控除額の計算	控除額	
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円/人 × 1 人 =	38 万円	
特別控除	寡婦（夫）控除 次に該当する方 ・ 夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 ・ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 ・ 妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方	27万円/人 × 人 =	 万円	
	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者で、70歳以上の方	10万円/人 × 人 =	 万円
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方		
	特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以	25万円/人 × 人 =	 万円
	障害者控除	次に該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ 知的障害者更生相談書等により知的障害者と判定された方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円/人 × 人 =	 万円
	特別障害者控除	次に該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・ 知的障害者更生相談書等により重度の知的障害と判定された方など ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など	40万円/人 × 人 =	 万円

控除額の合計 38 万円